

## 球磨村水災補償加入促進補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、住宅の水災による損害を補償する保険等の加入に要する保険料等の一部を補助することにより、当該保険等への加入を促進し、もって球磨川水系の水災被害が発生した場合における住まいの早期復興を図ることを目的として、予算の範囲内で交付する水災補償加入促進補助金について、球磨村補助金等交付規則（平成3年3月1日規則第1号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 保険等 保険又は共済
- (2) 保険料等 保険料又は共済掛金
- (3) 住宅 自己の居住の用に供する建造物（店舗を兼ねる場合でも居住の用に供している場合は住宅とみなす。）

### (補助対象住宅)

第3条 補助金の対象となる住宅は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 村内に存する住宅であること。
- (2) 水災補償を付帯した火災保険又は、水災補償が含まれた総合保険等に加入している住宅であること。

### (補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 村内に住民票を有していること。
- (2) 補助対象住宅を所有していること。
- (3) 補助対象住宅に居住していること又は転勤、療養等やむを得ない事業により申請者が居住していない場合は、申請者と生計を一にするものが居住していること。
- (4) 村税等の滞納がないこと。

### (補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、水災補償を付帯した火災保険料等又は、水災補償が含まれた総合保険料等とする。ただし、複数年にわたる契約を行っており、保険料等を一括払いしている場合は、その総額を契約年数で割って算出した1年間分の保険料等を補助対象経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に1/5を乗じた額とし、上限を10,000円

とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、球磨村水災補償加入促進補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 住宅を所有していることを証明する書類の写し
- (2) 補助対象経費の支払いを証明する書類の写し
- (3) 保険等の補償内容が分かる書類の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第8条 村長は、第7条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、球磨村水災補償加入促進補助金交付(却下)決定及び額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により交付申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とする。

(補助金の請求等)

第10条 申請者は、補助金の請求をしようとするときは、球磨村水災補償加入促進補助金請求書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 規則第11条第1項の村長が必要であると認める場合は、申請者に対し、報告を求めることができる。

(補助金の返還命令)

第12条 村長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽等の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他村長が不当と認めたとき

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月21日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

令和 年 月 日

球磨村水災補償加入促進補助金交付申請書

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

氏 名 ㊟

電 話 番 号

このことについて、球磨村補助金等交付規則第3条及び球磨村水災補償加入促進補助金交付要項第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助対象住宅住所 球磨村大字
- 2 補助対象住宅居住者
- 3 交付申請額 金 円

(加入している保険内容)

保険会社名	
加入保険名	
保険料	円【 年契約】

- 4 添付書類
  - ・住宅所有を証明する書類の写し
  - ・保険関係書類（補償内容及び保険料の支払いが確認できる書類の写し）

様式第2号（第8条関係）

球磨村指令総第 号  
令和 年 月 日

球磨村水災補償加入促進補助金交付（却下）決定及び額の確定通知書

（申請者） 様

球磨村長

令和 年 月 日付けで申請のありました球磨村水災補償加入促進補助金については、球磨村補助金等交付規則第6条及び第11条、球磨村水災補償加入促進補助金交付要項第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付決定し、併せて同額に確定しましたので通知します。

記

交付決定額及び額の確定額 金 円

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

球磨村水災補償加入促進補助金交付請求書

球磨村長 様

(申請者)

住 所 球磨村大字

氏 名 ㊟

電 話 番 号

令和 年 月 日付け球磨村指令総第 号で確定の通知がありました球磨村水災補償加入促進補助金として、球磨村補助金等交付規則第3条及び球磨村水災補償加入促進補助金交付要項第7条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象住宅住所 球磨村大字

2 請求額 金 円

3 補助金振込先

金融機関名	支店
預金種目	1 普通      2 当座      ※いずれかに○
口座番号	
フリガナ 口座名義	